

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第3号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（普通免許状の検定授与の出願）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第6号に掲げる書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 免許法別表第8による場合 同表の第2欄に定める免許状を有することを証明する書類、同表の第3欄に定める実務成績証明書及び同表の第4欄に定める単位を修得したことを証明する書類</p> <p>3～8 略</p> <p>（単位の修得方法）</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の場合において、免許法施行規則附則第33項及び第34項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第4のとおりとする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>（普通免許状の検定授与の出願）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第6号に掲げる書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 免許法別表第8による場合 同表の第2欄に定める免許状を有することを証明する書類、同表の第3欄に定める実務成績証明書、<u>同表の第4欄に定める単位を修得したことを証明する書類及び免許法施行規則第18条の2の表の備考の第4号に規定する実務成績証明書（同号の適用を受ける者に限る。）</u></p> <p>3～8 略</p> <p>（単位の修得方法）</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の場合において、免許法施行規則附則第38項及び第39項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第4のとおりとする。</p> <p>5・6 略</p> <p><u>7 免許法別表第8の規定により一種免許状又は二種免許状の授与</u></p>

改正前	改正後
<p>第16条の2 前条各項の規定による別表第1から別表第6までに規定する単位の修得方法は、教科に関する科目にあっては別表第7、養護に関する科目にあっては別表第8、教職に関する科目にあっては別表第9のとおりとし、教科又は教職に関する科目にあっては免許法施行規則第6条の2第2項に規定する修得方法の例により、養護又は教職に関する科目にあっては免許法施行規則第10条の2第2項に規定する修得方法の例による。</p> <p>2 別表第1から別表第5までの規定により一種免許状又は二種免許状に係る単位を修得しようとする者は、前項に規定する教科に関する科目、養護に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p><u>を受けようとする者で免許法施行規則第18条の2の表の備考の第4号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第6の2のとおりとする。</u></p> <p>第16条の2 前条各項（第7項を除く。）の規定による別表第1から別表第6までに規定する単位の修得方法は、教科に関する科目にあっては別表第7、養護に関する科目にあっては別表第8、教職に関する科目にあっては別表第9のとおりとし、教科又は教職に関する科目にあっては免許法施行規則第6条の2第2項に規定する修得方法の例により、養護又は教職に関する科目にあっては免許法施行規則第10条の2第2項に規定する修得方法の例による。</p> <p>2 <u>前条第7項の規定による別表第6の2に規定する単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2に規定する修得方法の例による。</u></p> <p>3 別表第1から別表第5まで規定により一種免許状又は二種免許状に係る単位を修得しようとする者は、第1項に規定する教科に関する科目、養護に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない。</p> <p>4・5 略</p>

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2（第16条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄				
			最低修得単位数				
			教科に関する科目	教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	合計
受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する勤務年数		教育課程及び指導法に関する科目			
			各教科の指導法	道徳の指導法			

小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭 普通免許状	1		7	1	2		10
	中学校教諭 普通免許状	1		7		2		9
中学校教諭 二種免許状	小学校教諭 普通免許状	1	7	2		2		11
		2	5	1		2		8
	高等学校教諭 普通免許状	1		1	1	1	3	6
高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 普通免許状(二種 免許状を除く。)	1		1		2	6	9

備考 この表の第1欄に掲げる免許状の種類、第2欄に掲げる必要とする学校の免許状及び第3欄に掲げる勤務年数に応じ、それぞれ第4欄に掲げる単位を修得するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。